

平成31年度 水道事業会計予算

平成31年度予算の財政規模は、収益的支出と資本的支出を合わせた87億8200万円で、前年度より3億8800万円(対前年度比4.6%)の増額となります。

事業の運営や施設の管理に関わる収益的支出は、48億1400万円を計上し、前年度より1億2700万円(対前年度比2.7%)の増額、施設の新設や改良に関わる資本的支出は、39億6800万円を計上し、前年度より2億6100万円(対前年度比7.0%)の増額となります。

実施する主な事業として、水質検査室の江山浄水場への新築移転、統合した簡易水道給水区域の施設の整備などに継続して取り組むほか、震災時の給水拠点を増設する施設整備(震災時応急給水拠点第2次整備)に着手します。

水道局では、本市水道事業の具体的施策を定めた長期経営構想(平成27年改訂)に基づいて健全な経営に取り組みとともに、事業統合した簡易水道等も含めた給水区域の見直しや施設の効率的な運用を継続し、安全な水道水の安定的な供給に努めます。

鳥取市 水道局 だより

2019.5.1 (No.60)

編集 鳥取市水道局経営企画課広報係
電話 0857-53-7811(代表)
0857-53-7953(直通)
ファクシ 0857-53-7802

鳥取市水道局ホームページ
<https://www.water.tottori.tottori.jp/>

連絡先

国安庁舎
電話 0857-53-7811
ファクシ 0857-53-7802
南地域水道事務所
電話 0858-76-3118
ファクシ 0858-85-0672
西地域水道事務所
電話 0857-85-2526
ファクシ 0857-85-1049

平成31年度 予算の内訳

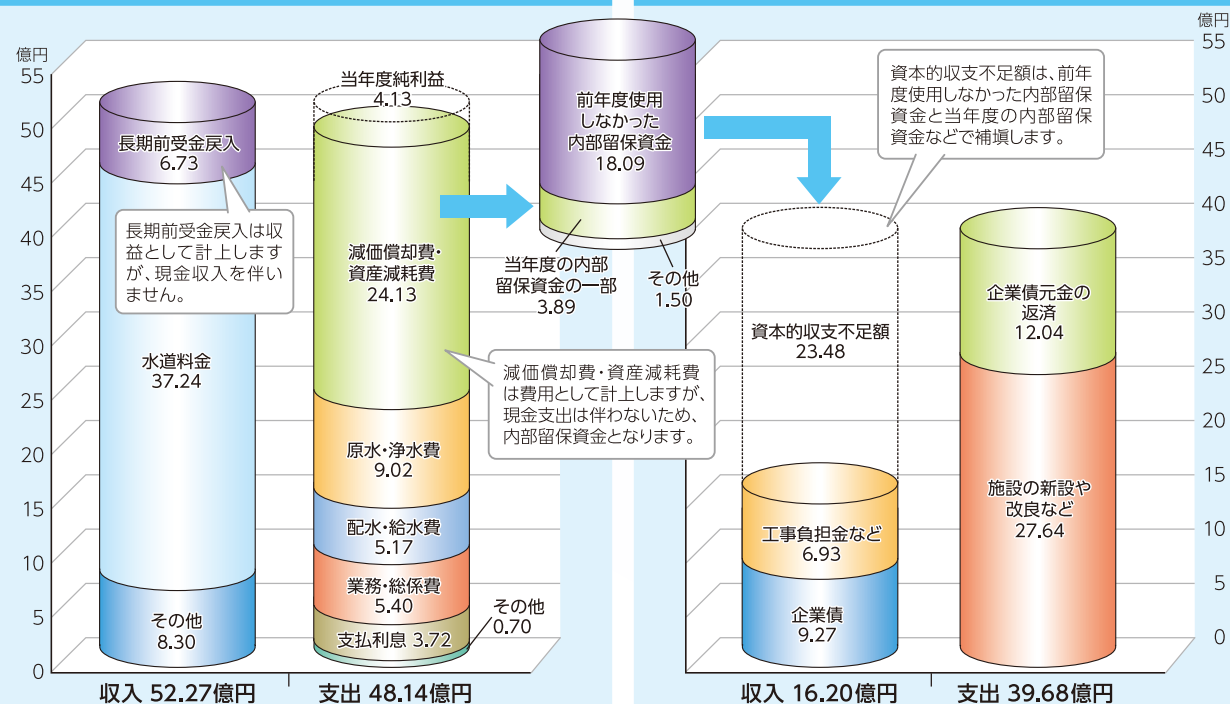
水道事業会計は、収益的収支と資本的収支に区分されます。

●収益的収支

事業の運営や施設の管理に関わる収支です。

●資本的収支

施設の新設や改良に関わる収支です。



収益的収支の用語

◆**長期前受金戻入**: 施設の新設や改良をする際に交付を受けた補助金等の減価償却費相当分を収益として計上するもの。◆**減価償却費**: 施設の新設や改良に支払ったお金を、定められた耐用年数に応じて毎年費用化したもの。この費用は内部留保資金となり、企業債元金の返済と施設の新設や改良をするための資金になります。◆**資産減耗費**: 施設を廃棄する場合、減価償却後の残存価格を費用として計上するもの。◆**原水・浄水費**: 原水(天然の水)を水道水にするための費用。◆**配水・給水費**: お客さまの所まで水道水を送るための費用。◆**業務・総係費**: 水道メーターの計量、料金の徴収、窓口サービスなどの費用。◆**支払利息**: 企業債(借入金)の利息。

資本的収支の用語

◆**企業債**: 施設の新設や改良をするための借入金。地方公営企業の場合、施設整備の資金は主に企業債で調達します。借入金は一定の期間(数年～数十年)で返済していきます。

水道週間 6月1日(土)～6月7日(金)

昨年の「水道に関する標語」特選

いつも飲む 安心・安全 水道水



日本最大規模の膜ろ過施設 江山浄水場



江山浄水場は、1日最大浄水量8万立方メートルという日本最大規模の膜ろ過施設を有する浄水場として、平成22年12月に全面供用開始しました。

江山浄水場では、無数の小さな穴の空いた膜に原水(水道水になる前の天然の水)を通し、中に含まれる微粒子(汚れなど)を取り除く「膜ろ過」という方法で水をきれいにしたあと消毒を行い、市内へ水道水を供給しています。

江山浄水場が年間に供給する水道水の量は、給水区域全体の約8割に当たります。

江山浄水場見学会のお知らせ

市民のみなさんに水道事業についての理解を深めていただくため、見学会を開催します。

とき 6月2日(日)
開始:午後1時30分
終了:午後3時30分

ところ 江山浄水場(横枕485番地1)
駐車場あり

内容 浄水場施設見学、鳥取市の水道の仕組みを説明、応急給水体験
※事前の申し込みは必要ありません

問い合わせ先▶ 経営企画課広報係 ☎0857-53-7953 ☎0857-53-7802



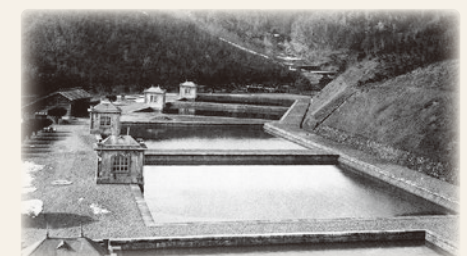
現在の旧美歎水源地水道施設

ガイド予約・問い合わせ先
教育委員会文化財課
電話 0857-12013359
または、美歎水源地保存会
ホームページまで

鳥取市の水道は、国府町美歎に水源を求め、大正4年に美歎水源地から上町の長田山配水池を経て、市内に給水したことに始まります。山陰地方初の近代水道施設となる美歎水源地は、昭和53年に取水を中止するまで、半世紀以上にわたり市民の水がめとして稼働しました。

美歎水源地は、平成5年に水道施設としては廃止となりましたが、貯水池や量水施設、ろ過施設など、水源地としての一連の施設が良好な状態で保存されていることから、近代水道施設の構成を知る上で貴重であり歴史的価値が高いとして、平成19年に国の重要文化財に指定されました。

その後、文化財の保存修理と活用整備を行い、平成30年10月からは「旧美歎水源地水道施設」として一般公開が行われています。施設内に新たに整備されたガイダンス展示棟では、水源地の歴史や仕組み、当時の貴重な資料を見学できます。また、貯水池やろ過池など水道施設周辺を散策することができます。



稼働当時の美歎水源地

重要文化財 旧美歎水源地水道施設

災害に備えて

水道は、社会に必要不可欠な施設として重要な役割を果たしています。水道局では、地震などによる断水が市民生活や都市機能に大きな影響を及ぼすことを防ぐため、施設の耐震化を進めるとともに、飲料水の確保に必要な施設整備、また、災害発生後の施設の復旧や応急給水活動を迅速に行うための対策に取り組んでいます。



応急給水拠点

災害に対応するための体制

相互応援協定

災害発生後に、迅速かつ円滑な応急対策活動を行うための応援や受け入れを想定して、隣接する自治体や関係機関と相互応援協定を締結しています。

災害対応能力の向上

全国の市町村などが加盟する公益社団法人日本水道協会が、大規模な災害発生を想定して行う全国地震等緊急時訓練や中国・四国地方合同防災訓練に参加するなど、災害発生時の連携強化と災害対応能力の向上を図っています。



平成30年11月に行われた全国地震等緊急時訓練に参加

応急給水への備え

断水時に備え、応急給水機器を保有しています。(平成31年3月31日現在)

- 給水車 3立方㍓:1台、2立方㍓:3台
- 災害用小型浄水装置 48立方㍓/日:4台
- 非常用飲料水袋 6㍓/袋:1万9000枚



災害用小型浄水装置



非常用飲料水袋



給水車

安定した給水の確保

施設や管路の耐震化

阪神・淡路大震災の発生を機に、平成7年度から水道施設の地震対策として、耐震管路への更新を計画的に進めています。

管路の新設や老朽化した管路の更新に当たり、口径50mm以上の水道管については、衝撃に強く、耐震性に優れた管(耐震管)を使用しています。

また、浄水場や配水池なども、管路と同様に水道水を供給するための重要な施設であるため、耐震化を順次図っています。



耐震管に取り替える工事

応急給水拠点と応急給水施設

鳥取市地域防災計画で指定された避難所などの中から、水道施設の耐震化状況などを考慮して、応急給水拠点を定めています。

この応急給水拠点は、震災発生時から復旧までの間、周辺地域のみなさんに飲料水を供給するとともに、他の避難所などへ給水車で飲料水を運ぶ拠点にもなります。また、救急指定病院などを応急給水施設と定め、飲料水と医療用水を供給します。



応急給水体験

本年度から震災時応急給水拠点第2次整備に着手し、管路の耐震化など新たな応急給水拠点、応急給水施設の整備を進めています。

被災地に職員を派遣

平成30年7月、西日本を中心とした記録的な大雨により、各地の水道施設に多大な被害が発生しました。

水道局は、公益社団法人日本水道協会の要請により、被災した新見市と尾道市に職員を派遣して、断水した地域の応急給水支援と被災した水道施設の応急復旧支援を行いました。

支援活動の記録



新見市での給水支援活動

岡山県新見市

派遣した給水車による給水支援
●派遣期間
平成30年 7月9日～28日

広島県尾道市

水道管内の濁水を取り除く放水作業などの復旧支援
●派遣期間
平成30年 7月16日～18日

平成31年度 水道事業会計予算



消費税率の引き上げに伴う水道料金の改定について

消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、令和元年10月1日から水道料金を改定します。(平成31年2月定例市議会で可決)

- 計量の定例日が「偶数月」の地区は、「12月計量・令和2年1月請求分」から適用します。
- 計量の定例日が「奇数月」の地区は、「令和2年1月計量・2月請求分」から適用します。

【例】メーター口径13mm、使用期間2カ月の水道料金(税込み)

使用水量	統合前の上水道給水区域		統合前の簡易水道給水区域	
	改定後	改定前	改定後	改定前
20m ³	2,992円	2,937円	3,674円	3,607円
40m ³	5,280円	5,184円	5,258円	5,162円
60m ³	8,338円	8,186円	6,842円	6,717円

水道メーターの計量は2カ月ごとです

水道メーターの計量は2カ月ごとの定例日に行っています。計量の定例日は偶数月の地区と奇数月の地区があります。また、水道料金の請求は計量した月の翌月です。

※各地区の計量の定例日については、水道局にお問い合わせいただくか、水道局ホームページでご確認ください。

令和2年4月 統合前の簡易水道給水区域と上水道給水区域の水道料金を統一します

平成29年4月に簡易水道事業を上水道事業に統合しましたが、現在の水道料金は、それぞれの統合前の事業で異なっています。

これは、簡易水道料金が平成16年の市町村合併以降に段階的調整が図られ、平成28年4月に統一されて間もない状況であることなどを踏まえ、統合から

の3年間は、統合前のそれぞれの事業の料金体系に基づいて算定を行うこととされているためです。(平成28年12月定例市議会で可決)

統合から3年を経過することから、統合前の簡易水道給水区域の水道料金は、来年(令和2年)4月に統合前の上水道給水区域の料金に統一します。